

議案第31号

松田町西平畑公園の管理に関する条例【討論】

反対討論

唐澤 一代 議員

新規条例への改正について、いくつかの懸念点がございまして特に危惧する点は以下になります。

- ①第3条にある入園料の積算根拠や、シミュレーションの正確なデータ等が不十分である為、見直しが必要なこと。
- ②第4条にある駐車場料金が、多様な車種に対応されていないこと。
- ③執行側は現在、国からの補助金も得ながら、西平畑公園を拠点としたグランピング等の実証実験中であり、様々な検証結果と共に条例改正を検討する必要があること。

私は西平畑公園の審議等には3年しか携わっておりませんが、ここは公園でありながら、素晴らしい伝統や文化・教育等も展開されてきたこと、多くのボランティア活動や善意でも成り立っていた歴史があることを認識しています。

町内を含む全国各地や、海外の方々にもお聞きしてみたところ「日本は遠いけれど、自然やおもてなしの心がつまった西平畑公園に、是非行ってみたい」とリスペクトする声が多く集まりました。

時代が変化し多くの改革や開発が進む中であっても、この西平畑公園だけはこれからも沢山の草花等でうめつくされ、自然の豊かさから学べる教育や文化の素晴らしさをお伝えし、存在価値を放ち続けてほしい。

ウクライナ侵攻やコロナ禍等の世界・社会情勢を鑑みると、一度、交付税等の推移もふまえた西平畑公園全体にかかる収支を明確にし、入園料（町外の方への）上限について引き上げることも視野に入れることや、これまでの善意を無駄にせず本来の目的や良さを活かしながら継承されていく為にも、決算の指摘事項にもあります役場職員の増員をはかる組織体制の構築や、町内業者・団体等との連携強化を優先的に努めていただきたいです。

沢山の作業に追われ取り組んでこられた町長や職員の皆様には、大変心苦しく申し訳ない気持ちもございまして、どうか再考をお願い致します。

議員の皆様におかれましては、ご賛同を頂けますと幸いです。何卒、宜しく願い申し上げます。

賛成討論

平野 由里子 議員

新規に提案されたこの条例は、これまでの子どもの館、自然館、ハーブガーデン、それぞれの設置及び管理に関する条例をわかりやすく集約したものです。1本化は2年前から議会の議論で出ていたことです。これまでの各施設の良さが損なわれることのないよう、それぞれの条例に書かれていた目的も明記されております。その上で、これまで「松田町公園条例」に規定されていた入園料や各種使用料をこの新規条例において設定しております。

入園料については、従来、桜まつりに限っていましたが、桜まつり以外の催事でも適用できると変更されました。町民及び町内在勤の者は無料、催事以外の時は町外の方も無料というのは、変更していません。つまり何もイベントが開催されていない普段の静かな公園は、これまで通り、誰が行っても無料なのです。

大きな変更は、これまで18歳以上300円が上限とされていましたが、500円が上限となることです。これはあくまでも上限規定です。金額については西平畑公園の桜まつりを含む年間収支が、町の直営となってから徐々に開園日を少なくとも、2300万～1500万の赤字であり、令和3年度に300円の入園料が認められてからも1200万の赤字が解消していないことで、宣なるかなと判断いたしました。催事での来園者の負担が増えることにはなりますが、先述の通り町民は無料です。つまり、千万単位の赤字を毎年町民の税金で埋めている現状を、町民に負担がかからない方法で改善しようとしている。財政規模も大きくない我が町にとって、千万単位の税金補填は決して楽なことではありません。それだけ、他の住民サービスが抑えられていることにはなります。

私は、金土日しかオープンしていない現状を、負のスパイラルの象徴と感じています。それを好転するための一歩がこの新規条例であり、私は賛成いたします。他の議員の皆様にもぜひご賛同いただけるよう、心よりお願い申し上げます。